

無料公開セミナー

TAC式短期合格法～専任講師が教えます～

1. 弁理士試験制度について

(1) 1次試験＝短答式筆記試験（パンフレットP48～49）

① 短答式筆記試験の特徴・概要

② 免除制度について

③ 短答式試験必勝法

④ 短答式筆記試験を体験してみよう

《平成 23 年度 弁理士試験 短答式筆記試験》

【問 15 枝 2】

2 二以上の審判において、一方の当事者が同一であっても他方の当事者が異なる場合には、審理の併合をすることはできない。

【問 27 枝 3】

3 特許出願の願書に添付した明細書に記載された事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、当該特許出願についての出願公開は行われない。

(参考資料)

・特許法第 154 条 1 項

当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる。

・特許法 64 条 2 項

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

(2) 2次試験＝論文式筆記試験（パンフレットP48～49）

① 論文式筆記試験の特徴・概要

② 免除制度について

③ 選択科目について

④ 論文式試験必勝法

⑤ 論文式筆記試験を体験してみよう

《平成23年度 弁理士試験 論文式筆記試験（特許・実用新案法）》

甲は、積層した複数のティッシュペーパーを一組ずつ容易に取り出すことができる取出口 **A** に特徴を有するティッシュペーパー収納箱の発明を完成させ、特許出願 **X** をした。出願 **X** の特許請求の範囲は、次のとおりである。

「【請求項 1】 取出口 **A** を備えるティッシュペーパー収納箱。」

出願 **X** の明細書及び図面には、実施例 1 として、取出口 **A** を備えるティッシュペーパー収納箱が、実施例 2 として、取出口 **A** 及びティッシュペーパーの使用後に空となった収納箱を容易に折りたたむことができる点に特徴を有する構造 **B** を備えるティッシュペーパー収納箱が記載されている。

（注：以下において「取出口 **A**」と「構造 **B**」等の構成要素は符号（**A**、**B** 等）のみで記載し、「ティッシュペーパー収納箱」は、単に「箱」と記載する。また、これらは解答においても同様とする。）

以上のことを前提として、以下の問いに答えよ。

ただし、（1）（イ）、（1）（ロ）及び（2）はそれぞれ独立しているものとする。また、出願 **X** は、外国語書面出願でも国際出願でもなく、出願公開の請求（特許法第64条の2）はされないものとする。

解答に際して特許法第3条及び具体的な日付（年月日）について言及する必要はない。

（1） 甲が出願 **X** をしたのは、平成22年6月1日である。その後、甲は、**A** を **A 1** に改良した箱の発明を完成させたので、平成23年4月1日に、出願 **X** の願書に最初に添付した明細書等に記載された発明に基づいて国内優先権（特許法第41条第1項に規定する優先権）を主張して、特許請求の範囲を「【請求項 1】 **A** を備える箱。【請求項 2】 **A 1** を備える箱。」とする特許出願 **Y** をした。出願 **Y** の明細書及び図面には、**A** を備える箱の発明と **A 1** を備える箱の発明が記載されていたが、**A** 及び **B** を備える箱の発明は記載されていなかった。

一方、乙は、平成22年9月1日に特許請求の範囲を「【請求項 1】 **A** 及び **B** を備える箱。」とする特許出願 **W** をした。

（イ） 出願 **W** が、出願 **X** 及び **Y** との関係において拒絶理由を有するか否かについて、理由とともに説明せよ。

ただし、出願 **Y** は、出願公開（出願公開の請求（特許法第64条の2）による出願公開を除く。）されており、また出願 **Y** は、当該出願公開時に、出願 **X** の願書に最初に添付した明細書等に記載された発明に基づく優先権の主張を伴っているものとする。

（ロ） 甲は、出願 **W** が出願公開の請求（特許法第64条の2）により平成23年6月1日に出版公開されたことを平成23年7月1日に知った。

この場合に、**A** を備える箱の発明、**A** 及び **B** を備える箱の発明及び **A 1** を備える箱の発明の全てについて、甲が、単独で特許権を得るために特許法上採り得る主な方法を2つ、その方法を採用すべき理由とともに説明せよ。

ただし、出願 **Y** は取り下げられることはないものとし、また、甲は出願 **W** に係る発明について特許を受ける権利を乙から譲り受けることはないものとする。

（2） 甲は、日本国特許庁を受理官庁として、出願 **X** に基づき、特許協力条約第8条(1)に規定される優先権を主張して国際出願 **P** をした。甲がその後に国際出願 **P** について特段の手続を行わなかった場合に、出願 **X** がどのように扱われるかを条文に即して説明せよ。

ただし、国際出願 **P** は、特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められているものとする。また、国際出願 **P** の願書は、日本国を指定しない旨の表示を伴わないものとする。

(4) 3次試験＝口述試験（パンフレットP48～49）

① 口述試験の特徴・概要

② 口述試験必勝法

③ 口述試験に触れてみよう

《平成23年度 弁理士試験 口述試験（特許・実用新案法 第1日目）》

Q 1. 特許請求の範囲の補正についてお聞きます。補正の時期にかかわらず、特許請求の範囲の補正はどのようなものでなければならないですか。

A 1. 願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければなりません（特 17 条の 2 第 3 項）。

Q 2. 特許請求の範囲に A+B と記載されているとき、B を削除する補正は常にすることができますか？

A 2. 常にすることはできません（特 17 条の 2 第 5 項）。

2. TAC式短期合格法3箇条

(1)「INPUT & OUTPUT」 ～効率よく知識を定着させる～

(2)「TACの分析力」～弁理士試験のプロフェッショナルにお任せください～

(3)「本科生主義」 ～ALL IN ONE～

渋谷校・通信講座 担当講師



基礎・短答式試験対策

酒井 俊之 講師

PROFILE

福島県出身。慶應義塾大学理工学部物理情報工学科卒。慶應義塾大学大学院基礎理工学専攻修士課程修了。2003年弁理士試験合格。2004年弁理士登録。同年、創成国際特許事務所入所。2008年、福島事務所開設にあたり所長に就任。地方公共団体や新聞社主催の各種セミナーの講師として活躍。

★私の講義の特徴3箇条

① 『基本』を重視します

基本となる法律事項を正しく理解し、使いこなすことができるようになることを最も重視して講義を行います。

② 『法律事項の理解』を重視します

講義の中では、基本となる法律事項の理解に立ち返り、正しい法適用のプロセスを丁寧に解説します。

③ 『知財マインド』を養成します

結果として、弁理試験に合格するのはもちろんのこと、将来、知財のフィールドで活躍するために必要な知財マインドを養うことができます。

渋谷校・通信講座 担当講師



論文式試験対策

小松 純 講師

PROFILE

2000年弁理士登録。現在は特許事務所を経営。2001年より弁理士講座を担当。TAC (Wセミナー) 弁理士講座専任講師として教壇に立つ。

★私の講義の特徴 3 箇条

① 折れない心を作る

最終的に可否を分けるのは「受かりたい!」という気持ちです。本試験日にあわせて心技体をバランス良く育てていきます。

② 知識を磨く

弁理士試験では、知的財産法に関する知識が問われます。合格に必要な全ての知識を伝授します。受講生全員を合格レベルまで引き上げます。

③ 全ては健康な体から

仕事・勉強・遊び。全てにおいて健康管理は重要です。栄養学の見地から実践的な話をします。ご期待ください。

新宿校 担当講師



基礎・短答式試験対策

岸尾 正博 講師

PROFILE

弁理士・1級知的財産管理技能士(特許専門業務・コンテンツ専門業務)。
2010年弁理士試験合格。弁理士実務修習(第3期)修了を経て、2011年4月弁理士登録。2011年よりTAC弁理士講座専任講師。

★私の講義の特徴3箇条

① 基本⇒逐条⇒答練⇒ファイナルの4ステップで短答合格に必要な知識・テクニックが無理なく身につく講義

1). 重要事項は繰り返す、2). 難解な内容は段階を踏んで理解する、3). 演習を通じて実戦力に磨きをかける、これら3つを実現するカリキュラムを精緻に組み立てています

② 法律知識と受験テクニックは本試験会場で思い出せる・使える<かたち>で定着

講義を受けて「納得」するだけでは本試験には歯が立ちません。受験生が本番当日に使える知識・テクニックを定着させるためのポイントにこだわり抜いた講義を展開します

③ 毎回具体的に呈示される自宅学習プログラムで効果的な復習⇒学習上のスランプにも親身に向き合います

講義後の自宅学習の計画は、講師である私が毎回直接呈示します。併せて学習上の疑問に逐一答えることはもちろん、最終合格まで徹底的に受講生のあなたをサポートします

新宿校 担当講師



論文式試験対策

湯浅 竜 講師

PROFILE

2009年弁理士試験合格。2011年弁理士登録。論文講座(必須科目、選択科目)を主に担当。選択科目の著作権法では、従来まで体系化されていなかった、著作権法論文の書き方を「1+9パターン」にパターン化し、既存の学習方法に比べはるかに効率の良い学習方法を確立。「試験合格」を最優先に考える講義を実践。

★私の講義の特徴3箇条

① 最小の労力で最大の効果を

私の講義のスタイルは一言でいえば「効率よく学ぶ」です。貴重な時間をTACに割いて頂く以上、最小の労力で最大の効果が発揮できる講義を実施致します。

② 合格への最短ルートを示します

難関試験である弁理士試験は学習すべき事項も膨大です。短期で合格するためには、優先順位の高い事項から理解していく必要があります。合格までの最短ルートを示すのが私の講義の目的です。

③ 明快な講義

わかりやすさを重視した、明快な講義を行います。複雑な法律も、問題なく理解することができます。法律の素養がない方であっても安心して下さい。

横浜校 担当講師



基礎・短答式試験対策

菅沼 和弘 講師

PROFILE

1994年、早稲田大学理工学部電気工学科卒業後、住友金属工業株式会社入社。2001年、特許事務所に転職し実務を学ぶ。2007年、弁理士登録後、TAC（Wセミナー）弁理士講座専任講師として教壇に立つ。

★私の講義の特徴 3 箇条

① 船を出港させます

弁理士試験とは、航海です。航海をするためには、自力で船を動かす力が必要です。私菅沼は、この力を伝授する師となります。

② 船を先導します

航海といっても、新大陸の発見は不要であり、既存の目的地を目指せば足ります。つまり、方向さえ間違わなければ、必ず目的地に到達できます。

私菅沼は、この方向性を的確に示すナビゲータになります。

③ 船を目的地に到着させます

方向が正しくとも、目的地の陸地がみえるまでは周囲一面海だらけの航海です。しかも、少なくとも1年は続く長期の航海です。

私菅沼は、皆さんのモチベーションを維持させるべく、アドバイザーになります。

私菅沼と一緒に、弁理士試験という航海に乗り出しませんか？

横浜校 担当講師



論文式試験対策

加曽利 正典講師

PROFILE

大学卒業後大手電機メーカーに就職し、SEとしてシステム開発を担当。SE時代から弁理士試験の勉強を始める。

2007年特許事務所に転職し、現在に至る。2008年弁理士試験合格。同年よりTAC弁理士講座専任講師として教壇に立つ。体育会系出身だが、意外と涙もろい。

★私の講義の特徴3箇条

- ① **弁理士試験の学習で「今」必要な内容をお伝えします！**
弁理士として身につけておくべき教養はたくさんあります。
でも、「今」必要でないことは、弁理士試験に合格してから学習しましょう。
「今」学習すべき内容をお伝えします。
- ② **個々の弱点の「気付き」をお手伝いします！**
受験生の弱点は、人それぞれ。様々な視点から学習・復習方法を伝えていきます。
「そういう考え方もあるんだ！」から「気付き」を得て下さい。
- ③ **やる気には「やる気」で対応します！**
最後はやる気。受験生の皆さんのやる気には、それ以上の気持ちで応えます。
最後まであきらめず、一緒に合格まで突き進みましょう。